

令和8年度 大学・高専発シーズ加速化事業 Q&A

更新：2026.04.10

随時更新いたします

【1. 研究事業について】

Q1-1	支援の対象となる研究分野は何か。
A1-1	「富山県ものづくり産業未来戦略」における4つの成長産業分野が対象です。 ①グリーン（再エネ、水素・アンモニア、蓄電池、カーボンリサイクル・マテリアル、資源循環等） ②モビリティ（次世代自動車、航空宇宙等） ③デジタル技術基盤（半導体、ロボット、電気電子、デジタルインフラ、情報処理等） ④医薬・バイオ・ヘルスケア（医療・介護、医薬、ヘルスケア等）

【2. 申請について】

Q2-1	本事業に申請するにはどうすればよいか。
A2-1	公募要領をご確認いただき、作成した研究開発計画書を学内事務局へご提出ください。大学・高専毎にまとめて県の担当者へ提出し、審査となります。

【3. 委託金額について】

Q3-1	委託金額の上限はいくらか。
A3-1	間接経費を含め、1件当たり上限1,000千円以内となります。

【4. 委託対象となる経費】

4.1 旅費

Q4-1-1	学会参加に伴う旅費は、対象経費となるか。
A4-1-1	本事業に直接関係する「発表」や「情報収集」における旅費は、補助の対象になりません。収支報告書及び実績報告書に内容をご記入いただきます。

4.2 需用費（消耗品費、印刷製本費）

Q4-2-1	研究の遂行のため、パソコン、モニターを利用したい。
A4-2-1	事業期間内のパソコン、モニターのリース又はレンタルに要した経費を「使用料」として計上していただくことが可能です。税込価格10万円未満であっても汎用性が高い消耗品※は、原則として対象となりません。 ※パソコン（スマートフォン、タブレット端末等を含む。）、モニター、WindowsなどのOS、コピー用紙、トナー、デジカメ、フラットファイル、文房具、食品用ラップフィルム、辞書、定期刊行物など

4.3 使用料

Q4-3-1	研究の遂行のため、装置、設備を利用したい。
A4-3-1	事業期間内の機械装置等のリース又はレンタルに要した経費を「使用料」として計上していただくことが可能です。本事業では、税込価格10万円以上の備品購入はできません。

4.4 間接経費

Q4-4-1	間接経費はいくらか。
A4-4-1	大学・高専の規則、規程に基づき、委託契約を締結いたします。学内事務局にご確認ください。

その他、ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。